

関東軍と陸軍中央部との関係をどのように理解するのか

——内田尚孝『華北事変の研究——塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係一九三二～一九三五年——』（汲古書院）に寄せて

（愛知大学）森 久男

I. はじめに

満州事変の終結は、1933年5月末の塘沽停戦協定締結にその画期を求めるのが一般的な見方であるが、江口圭一氏が1986年に『十五年戦争小史』を出版して、満州事変・華北分離工作・日中戦争・アジア太平洋戦争を一連の戦争として捉える見解を発表してのち、進歩的歴史学者を中心として、「十五年戦争」説を支持する意見が出始め、現在ではある程度の市民権を獲得している。

中国大陸では、塘沽停戦協定について、「売国の反動政策」と否定的に評価し、台湾では、「中国の統一と抗日戦争の勝利を保証した政策」と見なす歴史観が幅を利かせ、双方ともに盧溝橋事件後の日中戦争とその前史を切り放す観点が強かった。しかし、近年「中共的革命史」、あるいは「国民党的革命史」の相対化に伴って、塘沽停戦協定の日本による対中侵略という側面をより前面に押し出す研究が現れ、伝統的な「八年抗戦」という観点到代わって、「十四年抗戦」という時期区分が登場している。中国大陸では、塘沽停戦協定から盧溝橋事件に至る時期を「華北事変」と呼称する見解が有力となり、同名称を冠した書籍がすでに何冊も出版されている。

日本と中国の同時期に関する過去の歴史研究の多くは、いずれも自国の立場からみた考察に視野が局限され、日中双方の内部事情の考察を十分に踏まえた総合的な研究成果は乏しかった。今回内田尚孝氏が上梓した『華北事変の研究』は、時期区分では「十五年戦争」（あるいは「十四年抗戦」）という観点を支持する研究史上の系譜に属し、あえて「華北事変」という中国人歴史学者が考案し

た学術用語をキーワードとして、日中両国の歴史研究の成果を総合するという野心的な課題に挑戦している。

本論考の課題は、まず内田氏の新著の概略を紹介して、その特徴と意義を明らかにするとともに、「華北事変」で日本陸軍が果たした歴史的役割に関する本書の研究結果を、とりわけ関東軍と陸軍中央部との関係に焦点を合わせて批判的に考察することにある。本書は豊富な一次資料を発掘・整理して独自の新しい観点を導き出しているが、評者は逆に、既存のありふれた二次資料をおもに用いて考察をすすめる。

II. 『華北事変の研究』の紹介

本書の構成は次のとおりである。

序 章

第一章 日本対熱河認識と熱河作戦実施に向けた政策形成過程

第二章 長城抗戦と「灤東作戦」

第三章 塘沽停戦協定の成立過程

第四章 塘沽停戦協定善後交渉

第五章 塘沽停戦協定をめぐる日中間矛盾の拡大

第六章 「梅津何応欽協定」

第七章 北平政務整理委員会の廃止

第八章 冀察政務委員会の成立過程

終 章

序章では、日本と中国における「華北事変」の研究史を整理して、両国で利用可能な一次資料を併用した研究の重要性を指摘している。第一章では、熱河作戦実施に至るまでの経緯を再検討している。第二章では、熱河省承德制圧後、日本軍が

長城線を越えて関内へ軍事行動を拡大した過程を考察している。第三章では、塘沽停戦協定の成立過程を検討し、第四章では、塘沽停戦協定成立後の北平軍事委員会・北平政務整理委員会の対日交渉を検討している。第五章では、善後交渉における通車・通郵交渉について、第六章では、梅津何応欽協定について考察している。第七章では、華北自治運動を概観してのち、現地交渉から政府間交渉に向かう中国外交を概観している。第八章では、華北分離工作に対する中国側の対応を分析している。終章では、華北をめぐる日中交渉の争点である「満州国」問題、塘沽停戦協定破棄問題、梅津何応欽協定の解釈等を再確認している。

本書は、塘沽停戦協定の意義の研究をめぐって、「革命史観の相対化の進行と学术交流の自由化は、実証的な歴史研究の進展を促しており……」(9ページ)と指摘し、近年中国の一部の歴史学者が教条的歴史認識から離れて、より柔軟な思考が生まれていることを評価している。たとえば、「抗日民族統一戦線の形成と日中戦争の全面化という文脈でいえば、中国国民党によって壊滅的打撃を被っていた華北の中国共産党組織を蘇生させたのは、皮肉にも『防共』を掲げる日本軍が強行した『華北事変』であった」(6ページ)という微妙な問題を紹介している。他方、国民党の抗戦姿勢については、蔣介石の論文「敵か？友か？—中日関係の検討」(1934年)を紹介し、日中戦争勃発から抗戦勝利に至る歴史を振り返ると、「蔣の見通しの正確さに驚きを禁じえない」(14ページ)と評価している。以上の簡単な内容紹介からも、内田氏が中国側の対日抗戦史について、きわめて柔軟な姿勢でアプローチしていることが看取される。

本書が他の類書と区別される大きな特徴は、日本語資料のほか、中国語の一次資料を豊富に用いている点である。たとえば、中国の第二歴史檔案館所蔵の行政院冀察政務委員会・国防部史政局の関係資料、台湾の国史館所蔵の蔣中正總統檔案・

外交部檔案・閻錫山檔案、党史館所蔵の中国国民党中央執行委員会政治會議紀錄(速記録)、およびアメリカのフーバー・アーカイヴス所蔵の宋子文文書、コロンビア大学図書館所蔵の黄郛文書が利用されている。

日本のこれまでの研究業績は、出先軍部(関東軍・支那駐屯軍)、陸軍中央部(参謀本部・陸軍省)、支那駐在武官(補佐官)、外務省等に関する記録に基づいて、日本側の動きに対する中国側の直接的対応のみを考察し、南京国民政府や華北現地將領の内部の動きをほとんど捉えていないので、隔靴搔痒の感を免れなかった。今回日中双方の一次資料に依拠した『華北事変の研究』が上梓されたことは、画期的な出来事であると評価することができる。

Ⅲ. 「十五年戦争」説から見た華北侵略

1. 関東軍の「独走」と陸軍中央部

「十五年戦争」説の主要な論客は、江口圭一・古屋哲夫・安井三吉等の諸氏である。安井氏は自著の研究課題について、「柳条湖事件から盧溝橋事件への連続性の追求にあるといってよい。そして、それを中央のレベルにおいてではなく、華北の現地での当事者たちに即して見てみようというものである」(『柳条湖事件から盧溝橋事件へ』研文出版、2003年、20ページ)と述べている。安井氏の薫陶を受けた内田氏は、満州事変以後の関東軍と陸軍中央部との関係について、さらに一步踏み込んだ見解を提示している。すなわち、秦郁彦氏の著者(『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会、1996年)を引用しながら、次のように述べている。

「(秦氏は)『……関東軍が独走して既成事実を作り、中央部の各アクターは制度上の役割に沿って抑えにかかっても、結局は黙認ないし追認するパターンが確立した』と述べている。ただ、この中央部は出先の『独走』を『抑え』ようとしたが、結局は『黙認』、『追認』した、というとらえ方に

については、今後一定の見直しが必要なケースも出てくるように思われる。……例えば、本書で検討したように熱河作戦実施に至る政策決定のプロセスは、従来いわれてきたような出先の『独走』ではなかったし、……東京が『行き過ぎ』や『時期尚早』と認識していたことがあったとしても、その行動そのものを阻止するために制度上有効な措置がとられたことはほとんどない。その点で、天皇の『御下問』は数少ない例外といえようが、この時は関東軍の『独走』によってではなく、陸軍中央の指令によって新たに関内作戦が発動されたのである」(270ページ)。

当時の関東軍と陸軍中央部との関係の評価は、「華北事変」の歴史を研究するにあたって決定的重要性を帯びている。本書は「十五年戦争」説に従って、関東軍が「独走」したのではなく、陸軍中央部が関東軍による華北侵略に積極的に加担していった事実を重視している。

本書の第一章第二節「関東軍と陸軍中央」では、1932年7月17日の朝陽寺事件発生後、「二〇日、武藤信義（関東軍司令官）は、参謀総長（閑院宮載仁親王）に対して、『熱河経略ハ固ヨリ早晚之ヲ敢行スルヲ要スルモ……』としていることを述べ、……翌日一転して小磯国昭（関東軍参謀長）は、真崎甚三郎（参謀次長）に対して、『熱河経略ノ為ニハ……』」(35～36ページ)と述べている。さらに「関東軍司令部は、今回の事件を口実にして中央からの支援のもと一挙に熱河省を攻略し、完全に『満州国』の支配下に置く方針に大きく傾斜しはじめていた」(36ページ)という結論を導きだしている。しかし、以上の関東軍司令官・参謀長名義の電文は本庄繁中将・橋本虎之助少将の時代に打電されたものであり、本書の記述は単純な事実誤認である。

2. 関東軍の人事異動

1931年12月、荒木貞夫中将が陸軍大臣になり、

1932年1月に真崎甚三郎中将が参謀次長に就任した。荒木・真崎のコンビは陸軍中央部の主要職員を皇道派で固めるとともに、出先軍部の人事異動に着手した。6月17日、満州国視察を予定していた真崎次長は天皇に拝謁して、「関東軍ノ作戦方針ハ中央ノ意図ヲ十分ニ解セザルモノガアリマス。此ニ就テハ電報ニテ屢々往復シマシタガ十分ニ通ゼザル点モアリマス」と上奏した。6月18日～7月8日の満州国出張中、真崎次長は中間幕僚が「軍司令官ヲロボット」としている現状を実検し、「関東軍ノ幹部全部取換フル」提言を聴取した（『真崎甚三郎日記』第1冊，山川出版社，1981年，47，70，79ページ）。

3月1日に満州国が成立して以来、三位一体構想（関東軍司令官が関東長官・在満州国駐在大使を兼任すること）が浮上し、軍司令官・参謀長の階級を引き上げるとともに、独断専行する中堅幕僚を排除して、陸軍中央部との関係を円滑にするため、大幅な人事異動が計画された。8月8日、陸軍の定期人事異動に伴って、関東軍司令官、参謀長以下ほとんどの幕僚が総入れ替えとなり、板垣征四郎・石原莞爾・片倉衷等の「満州組」の人びとが参謀部から左遷され、武藤軍司令官、小磯参謀長、岡村寧次参謀副長等が新たに着任している。この時、板垣大佐は少将への進級に伴って、関東軍司令部附として満州国執政顧問・奉天機関長に就任しているが、すでに関東軍参謀部における主要な意志決定の権限を失っていた。

武藤軍司令官は大将、小磯参謀長は中将で、関東軍司令部の陣容は前任者の時代に比べて中将・少将から格上げされている。小磯参謀長はおもに陸軍中央部で勤務する佐官・尉官クラスの課員・部員を参謀部の幕僚として選任し、重要事項を決裁する権限を自分に集中して、中堅幕僚による「下克上」の芽を摘んでいる。今回の人事異動の重要な狙いは、軍司令官・参謀長をも無視した佐官級・尉官級幕僚（板垣高級参謀・石原作戦参

謀・片倉参謀等)による専断を防ぐことにある。以上の経緯から見て、武藤・小磯時代の関東軍司令部は内部の統制が維持され、陸軍中央部との関係は、一時的な戦術上の「独走」は例外として、全体としては協調関係にあったと評価できる。

小磯参謀長は懸案である熱河省併合問題について、熱河省主席湯玉麟に対する満州国への平和裡の合流工作を1933年2月まで続ける一方、作战主任参謀遠藤三郎少佐に熱河作战計画の起案を命じている。この作战計画起案の過程で、参謀部第二課は満州国軍の利用を計画し、板垣少将は親日政権樹立の謀略計画を起案して、前年末参謀本部第二部長永田鉄山少将、陸軍省軍務局支那班長鈴木貞一中佐の了解を求め、2月に参謀本部附で天津特務機関長に異動している。熱河作战の背後では、「関東軍の作战計画」「満州国軍の利用計画」「謀略工作」の三通りの方策が別々の担当者の思惑で起案されており、軍事方面の責任者である岡村参謀副長を飛び越えて、小磯参謀長が全体を直接統括している。

1932年8月の関東軍司令部の人事異動に伴って、関東軍の対満州国政策と作战計画は根本的に変化している。したがって、熱河作战の意味を理解するためには、軍司令部のなかで主要スタッフがどの部署でいかなる役割を果たしていたかを解明する必要がある。しかし、本書はこの人事異動の意味をまったく考慮することなく、関東軍がただひたすら熱河作战に突入していったというふうに叙述している。また、塘沽停戦協定締結後の非武装地帯の治安問題を理解するには、熱河作战時の「満州国軍の利用計画」の意味を理解することが不可欠であるが、どういうわけか本書ではこの点の考察が欠如している。

3. 関内作战における「陸軍中央の指令」

1933年2月下旬に開始された熱河作战は短期間に終了したが、関東軍部隊は長城線で圧倒的多数

の中国軍に逆襲され、守勢に立つ前線部隊は苦しい状況に置かれていた。そこで、関東軍は遠藤参謀が起案した作战計画に従って、独断で長城線を越えて河北省東部への侵攻作战（灤東作战）を実施した。しかし、真崎次長は天皇に拝謁した侍従武官長本庄繁中將を通じて、4月18日に長城線突破作战の中止を促す「御下問」を伝達されたので、参謀本部は関東軍に越境部隊の関外への撤退を指示した。19日、武藤軍司令官は関作命第四九八号を発令し、隷下部隊の長城線への引き揚げを命令した。しかし、関東軍は所期の目的を達成するため、5月初旬から再度長城線を越えて、関内作战を実行することになる。

本書は「五月三日、関東軍司令部は関作命第五〇三号を発令、六日には真崎甚三郎（参謀次長）が小磯国昭宛てに『北支方面応急処理方案』を打電して『支那軍ニ対シ徹底的打撃ヲ反復』するよう命令、ここに『関内作战』が展開されることとなった」（83ページ）と述べている。これを、先に紹介した「この時は関東軍の『独走』によってではなく、陸軍中央の指令によって新たに関内作战が発動されたのである」という引用文と対照すると、参謀本部の「指令」が関東軍の作战命令より3日遅い点は少し気になるところである。しかし、もっと深刻な問題は資料の誤読にある。

同「処理方案」の「支那軍ニ対シ徹底的打撃ヲ反復」という箇所は、参謀本部が関東軍に強硬な軍事作战を煽っているような印象を与えるが、原文は「断乎長城線ニ沿フ地域ニ於テ尚支那軍ニ対シ徹底的打撃ヲ反復ス」となっている。本書はこれを関東軍に対する平津方面への進撃命令と解釈しているが、「長城線ニ沿フ地域ニ於テ」という部分の有無によって、意味がまったく逆転してしまう。島田俊彦氏の古典的研究「華北工作と国交調整（一九三三年～一九三七年）」は、この「処理方案」について、「たとえば戦闘区域について『長城線ニ沿ウ地域』というきわめてあいまいな

表現を用いているが、これは小磯参謀長の要請にもとづき、中央部が関東軍の瀋東再進出に黙諾をあたえた結果の産物であろう」（『太平洋戦争への道』第三卷、1962年、32ページ）と評価している。資料を冷静に分析すれば、島田説のほうが正しいことは明白である。

本書にはもう一つの重大な誤読が存在している。それは、同「処理方案」は小磯国昭宛に打電された命令ではなく、参謀次長が上海武官および北平・天津両機関宛に指示した文書で、関東軍側の了解を求めるために事後的に打電された通報であるという点である。1933年6月、塘沽停戦協定締結の直後に関東軍司令部が作成した文書（「北支に於ける停戦交渉経過概要」）は、「右方案中に停戦に関し指示せられあるを以て軍は停戦交渉は其必要ある場合に於ては当軍自ら実施すべきものにして他の諸機関が橋渡しをするは兎も角も直接交渉に関与するが如きは有り得べからざるものなる旨抗議的電報を発す」（『現代史資料』第7巻、514～515ページ）と不満を表明している。参謀本部の「処理方案」は、一見好戦的な字面になっているが、本格的な作戦行動の前に停戦問題を持ち出して水をさし、中央主動で停戦交渉を指導しようとしている。

IV. 歴史の当事者の証言

1. 第八師団の「北平攻略計画」

本書は、関内作戦を華北侵略を目指す関東軍と陸軍中央部の共同行動と見なし、以後の梅津何応欽協定の成立、華北分離工作に繋がる一連の計画的行動の起点として位置づけている。そして、関東軍現地部隊（第八師団）の行動に焦点を合わせ、1933年4月18日の西義一師団長の訓示として、「北支ノ状況変化ニ応シテハ直路首都北平ヲ衝キ大勢ヲ宇内ニ決スルヲ要スヘク……」という一節を紹介し、さらに同日に発せられた八師電第四五七号について、「『成ルヘク速ニ攻撃ヲ決行シ少ク

モ密雲迄進出シ状況之ヲ許セハ一挙北平ヲ衝クノ企図ヲ有ス』と述べられており、少なくとも密雲、状況によっては北平まで軍を進めるとの意志を再確認していた」（60ページ）と解説している。

八師電第四五七号に対する関東軍司令部の4月19日附の返電は、「軍ノ長城線確保ノ根本方針ハ依然変化ナク河北省方面ニ対スル作戦行動ハ右目的達成ノ為已ムヲ得サル一時的手段ニ過キス從テ一挙北京進入ハ差当リ戦略以外ノ理由ニ依リ絶対ニ戒メラレタシ」と述べて、第八師団の北平進入を禁止している。しかし、本書はこの禁止の意味を「北平攻略を『戦略』上という限定を付けてその可能性を残しつつも、第八師団のはやる行動を抑制しようとした」（63ページ）と解釈している。同返電は河北省方面への作戦行動を「長城線確保ノ根本方針」のための「一時的手段」と明確に位置づけており、関東軍司令部が北平攻略の可能性を残しているという本書の記述は、主観的解釈と呼ぶほかない。

2. 小磯参謀長の証言

それでは、関東軍司令部は関内作戦の終末点をどのように想定していたのだろうか。最初の長城線突破作戦（瀋東作戦）の開始後、4月12日に小磯参謀長は陸軍中央部との協議のために帰国の途についた。上京後、真崎次長から「関東軍は何故に国境を越えて北支地帯に進入するのか」と詰問された際、小磯は「降り懸る火の子は払はねばなりません。掃ふ手が頭上に伸びるのは自然ではありませんか。戦術的の反撃は頭上に伸びる手にすぎないのです」と釈明した。真崎次長は「大元帥陛下が非常にお喧しい」と念を押しながら、「反撃は何度繰り返してもよいが、現状にある関東軍を長城外に撤退させろ」という言質を与えている。小磯は「北支進出を中央部の考と同様忌避している関東軍としては、反撃さへ認められるものならば微塵も抗弁する必要がない」と納得し、武藤軍

司令官宛に長城線への撤退を部署されたい旨を打電している（『葛山鴻爪』1963年、571～572ページ）。

瀋東作戦で天皇の「御下問」に恐懼している真崎次長が、短期間のうちにみずから主導して関東軍に関内作戦を指令するはずがない。小磯参謀長と真崎次長の会談の本質的意味は、中国軍の攻撃に対する一時的な戦術的反撃であれば、陸軍中央部は渋々ながら黙認するという意味に解釈すべきであろう。5月3日、大連に帰った小磯は遠藤参謀の出迎えを受け、いよいよ関内作戦が発動されることになる。

小磯は作戦開始後の方針を次のように回想している。「京津地帯に我が軍を入れることは無用の混乱を来し、予ねてから北支進入を忌避した軍の方針に戻って事態を拡大するの虞れがあるのに鑑み、軍司令官は第一線各兵团に対し一斉に停止を命じ、一兵と雖も密雲、薊河の線を越えて進出せぬやうに厳命した」（同上書、574ページ）。

3. 岡村参謀副長の証言

熱河作戦開始に先立って、岡村参謀副長は2月20・21日に奉天・錦州・通遼に飛行し、「断じて長城線を越えてはならない」という武藤司令官の意図を各兵团長に伝達している（『岡村寧次大将資料』上巻、原書房、1970年、374ページ）。3月24日、上京中の岡村は熱河工作と作戦経過の概要を天皇に上奏した。岡村日記（4月19日）は、「東京より四、五回も瀋東地区部隊撤退の急求あり夜遂に撤退命令を出す 若い人に不平あり親の心子知らずとはこの事なり」と記し、同（20日）は、「予は過般上京の際長城線固守の一節に及んで陛下のご満足を拝しながら帰来後関内進出を督す 甚だ相済まぬと思えども一方天津方面の事情もあり国家のため大義に従いしなりと自らを慰む」と心情を吐露している（船木繁『支那派遣軍総司令官岡村寧次大将』河出書房新社、1984年、

268ページ）。

また、岡村参謀副長は、関内作戦開始後（5月12日）第八師団戦闘司令所に飛行した際の状況として、次のように回想している。「閣下は、侍従武官長の経験もあり、陛下の平和に対する思召のほども十分拝察されていると思う。……今来てみて貴兵团の北京へ北京への空気を視て、驚き心配する。どうかくれぐれも停止線を厳守して下さい。西師団長は即座に『よく解かった、士気高揚のため北京へ、北京へ云うて居るので、停止線は必ず厳守するから安心してくれ』と申された」（『岡村寧次大将資料』上巻、377ページ）。

岡村は戦後の対談で、熱河進駐は「中央の許可を得てやったのです」と証言しながら、二回の長城線突破作戦について、次のように証言している。「あれから南方に出る、出ないというときには議論がありましたけれども、これも結局やむをえず戦術でたたいて出たけれども、すぐあとに引っ込みました」（中村菊男『昭和陸軍秘史』番長書房、1968年、43～44ページ）。

4. 遠藤作戦参謀の証言

本書では、熱河作戦・瀋東作戦・関内作戦の作戦計画、塘沽停戦協定案を起案した関東軍の遠藤少佐の考察が欠如している。遠藤少佐は、陸大を優秀な成績で卒業した「恩賜の軍刀」組のエリート作戦参謀で、参謀本部第一部作戦課から格下の関東軍参謀部に天下った。遠藤参謀は関内作戦を主導した最強硬派と言われるが、あくまでも戦術的観点から作戦計画を起案し、平津地方で謀略工作を行うような発想とは無縁である。小磯参謀長・岡村参謀副長には「作戦」と「謀略」の二股をかける気持ちがあるが、遠藤参謀は「支那通」軍人である二人の上司とは違って、「私は元来謀略や土匪軍の使用は好みません」（『日中十五年戦争と私』1974年、55ページ）と述べている。

上述の「北支に於ける停戦交渉経過概要」の作

成者は遠藤参謀であり、その記述は塘沽停戦協定締結直後の関東軍司令部の公的立場を代弁している。同文書は次のように述べている。

「『敵にして誠意を以て正式に停戦を提議するか或は少くも実質的に屈服するか若は北支現政権失脚して新に親日満政権樹立』せざる限り作戦を我より停止するが如きことは有り得べからざりしものなり。而も軍本来の任務と兵力とに鑑み且又内外の情勢を考慮するに遠く平津を衝き更に長駆保定を陥るが如きは極めて困難事に属し軍の欲せざる処又屢々攻撃を反復し其都度長城線に撤退するが如きは軍隊精神に悪影響を及ぼし各級指揮官の喜ばざる所なるを以て軍は長城南側近距離の地区に於て敵に鉄槌的打撃を与ふるのみならず今次の作戦を以て最後と為し且可及的迅速に敵を屈服せしめんことを企望せり」(『現代史資料』第7巻, 511ページ)。

当時の関東軍と陸軍中央部との関係について、遠藤参謀は「先きに建昌營に進出した時中央から大変お叱りを受け、止むを得ず長城内に撤退の命令を出し軍幕僚や第一線部隊から大変苦情を受けた前例がありましたので、今回は中央とは連絡なしにやりました」(『日中十五年戦争と私』57ページ)と証言している。関内作戦計画を起案した本人が「今回は中央とは連絡なしにやりました」と証言しており、本書が指摘する「陸軍中央の指令」が存在しないことは確実である。

また、遠藤日記(5月17日)は、「夜、参謀次長より無礼極まる電報あり。人格卑劣なる輩の集合しある参謀本部に反感を懐かざるを得ず」(『將軍の遺書—遠藤三郎日記』毎日新聞社, 1986年, 74ページ)と記している。この電報の内容は、停戦交渉への中央部の関与を求める参謀本部作成の停戦指導要領と思われる。「北支に於ける停戦交渉経過概要」は、参謀本部の干渉をはねのけて、関東軍が独自の立場で中国側と停戦交渉に臨んだ経緯が詳しく綴られており、参謀本部が関東軍の

「独走」の「追認」を余儀なくされた生々しい証言である。

5. 華北侵略の起点

本書は日本軍による華北侵略の起点として、「『満州事変』の一部を構成する瀋東作戦が、華北侵略の開始を意味するものであった」(20ページ)と指摘している。この侵略の意味を関東軍による長城線の物理的越境という意味で狭義に理解すれば、たしかに侵略と評価するほかないが、この解釈では、関東軍が関外に引き揚げれば、侵略が終了したことになるってしまう。戦術的反撃による一時的越境ではない関東軍の華北侵略への持続的意思は、何によって立証されるのだろうか。本書が挙げる主要な論拠は、すでに紹介した第八師団長西義一中将の訓示(4月18日)と八師電第四五七号である。しかし、第八師団による「北平ヲ衝クノ企図」は、現地部隊の願望を反映しているにすぎず、関東軍司令部の方針ではない。

熱河作戦から関内作戦に至る関東軍司令部の作戦計画は、遠藤参謀・岡村参謀副長・小磯参謀長の線で決まっており、その作戦目的を理解するには、彼らの思想と行動を詳細に検討する必要がある。以上で検討した三人の証言から言えることは、熱河作戦は長城線を越えないという前提のもとで、中央の許可を得て実施され、最初の長城線突破作戦は関東軍の「独断」で実施され、関内作戦に伴う長城線の突破は、参謀本部の「暗黙」の了解のもとで、戦術上の反撃として、中央との連絡なしに実施されたことである。塘沽停戦協定の原案を起草したのは遠藤参謀で、5月31日に日本側代表岡村参謀副長と中国側代表熊斌とのあいだで調印されている。当時の関東軍司令部には平津地方を攻略する意図が存在しないので、関東軍による本格的な華北侵略の起点は、塘沽停戦協定成立後の新しい状況に求めるべきであろう。

関東軍の華北侵略の状況証拠として、本書はさ

らに以下のロジックを展開している。「熱河侵攻とは異なり、華北においてはもはやその行動を『満州国の国内問題』の処理という論理で正当化することができなくなった。そこで『公明ナル理由』にまで高められたのが中国側の『挑発・挑戦』であった。日本側は華北における侵略行為を正当化するために、以後『挑発・挑戦』をフル活用するのであり、一九三五年のいわゆる華北分離工作は、その最も露骨な形態であったと言えるだろう」(68ページ)。瀋東作戦・関内作戦において、関東軍による作戦の名目が満州国の国内問題から中国軍の挑戦的態度に変わったことは事実であるが、このロジックによって、関東軍の「華北侵略の開始」から華北分離工作に至る歴史過程を説明しようとするのは、あまりにも説得力に欠けると言わざるを得ない。

V. 陸軍中央部の派閥抗争と対外関係

1. 天津特務機関の親日政権樹立工作

本書が熱河作戦への陸軍中央部の積極的関与を主張するもう一つの重要な根拠は、参謀本部第二部長永田鉄山少将の賛同を得て、天津特務機関長板垣少将が実施した華北における親日政権樹立工作である。しかし、永田少将の賛同を得たことは、陸軍中央部の一致した意志を示すものではない。

1932年末、上京した板垣少将は永田少将と鈴木貞一中佐(陸軍省軍務課支那班長)と会見し、謀略費の支出について協議した。永田は国際連盟総会の前に軍事行動を起こすことを嫌って、板垣の謀略工作に賛成した。鈴木中佐は黄郛と親交があり、「熱河討伐」には賛成したが、華北を謀略工作で攪乱することには反対した。永田・板垣との激論の結果、鈴木中佐は「熱河討伐の補助として作戦行動の範囲においての軍事的な謀略行動ならばこれは認める。政治的な謀略行為ならば絶対に僕は不同意だ」と譲歩して、謀略費の支出を陸軍省と折衝することに同意している(『秘録永田鉄

山』芙蓉書房、1972年、63ページ)。

荒木陸相のもとで当時の陸軍省・参謀本部は皇道派によって固められており、永田少将は参謀本部のなかでも少数派に属し、彼が賛同した天津特務機関による親日政権樹立工作には大きな異論が存在していた。

2. 荒木陸相・真崎次長時代の陸軍中央部

1931年12月、荒木貞夫中將が新陸相に就任し、翌年1月に真崎中將が参謀次長になってのち、荒木直系の皇道派が陸軍中央部の要職を占めた。1932年8月、陸軍定期人事異動で関東軍参謀部から「満州組」が左遷されるや、省部で勤務する一部の若手課員や少壮幕僚の不満を招いた。昭和初期の陸軍革新運動を担った一夕会は、1932年後半に皇道派と統制派に分裂していった。

荒木陸相時代の陸軍中央部は皇道派の天下であったが、参謀本部第二部長永田少将(統制派)と第三部長小畑敏四郎少将(皇道派)が部内で激しく対立し、前者が対中国一撃論を唱えるのに対して、後者は対中国和平を主張して、部内の意見は一致していなかった。1933年4月17・18・19日、5月3日、陸軍省・参謀本部合同の省部会議が開かれている。荒木陸相は当時の模様を次のように回想している。

「小畑は対ソ防衛が第一義で日支提携による平和の確立、特にソ連に対しては熱戦のみならず、冷戦に対する防衛も固めねばならぬと主張した。永田の方は、先ず武力を以て支那を叩き、その上で足許を固めソ連に備えることにより、平和が確立されるという考えです。ソ連に対しては大体同じなんです、支那に対する考え方が全然違うんです。だが、他の者は大体小畑の方に賛意を表していた」(須山幸雄『作戦の鬼小畑敏四郎』芙蓉書房、1983年、277ページ)。

永田第二部長と小畑第三部長との激しい意見の対立は収拾不可能となり、荒木陸相は喧嘩両成敗

という形で、8月の陸軍定期人事異動で前者を歩兵第一旅団長、後者を近衛歩兵第一旅団長へと隊附勤務に回している。一方、6月に真崎次長は大將昇進にともなって軍事参議官に転出し、植田謙吉中將が次長に就任している。当時陸軍内での派閥抗争が激化するなかで、陸軍中央部に勤務する中堅将校が出先軍に勤務する同志と横の連絡を取りながら、人事面で影響力を強め、しだいに對外政策にも影響を及ぼすようになる。

3. 統制派による省部掌握と「満州組」の復活

塘沽停戦協定の締結によって日中両国は相対的安定期に入り、関東軍は満州国内の治安作戦に全力を投入し、南京国民政府は華南の中共農村革命根拠地に対する包囲討伐作戦に専念することができた。

1934年1月、荒木中將は肺炎のために陸相を辞任し、「統制派のロボット」林銑十郎大將が新陸相に就任する。そして、この陸軍中央部の人事異動が関東軍の対中国施策に大きな影響を及ぼすのである。林陸相の登場に伴って、当時すでに隊附勤務から参謀本部に異動していた片倉大尉は、「軍政は永田、作戦は石原」という考えに基づいて、軍務局長人事をめぐる省部の他の中堅将校と一緒に上司に対する働きかけを強めている。3月、永田少將が陸軍省軍務局長に就任した。のち、統制派は永田軍務局長を中心として、人事異動を武器として皇道派を排除し、省部の主導権を掌握していく。

この間「満州組」が陸軍中央部と出先軍部で相次いで復活し、参謀本部第二部支那課での勤務経験をもつ「支那通」軍人が対中国政策で主導権を握るようになっていく。1933年10月、土肥原賢二少將が隊附勤務から奉天特務機関長に復帰している。1934年8月、外遊から帰国した板垣少將は関東軍司令部附として、満州国軍政部最高顧問に就任している。同月参謀本部第二部支那課長酒井隆

大佐が支那駐屯軍参謀長に異動している。12月、板垣少將が参謀副長として古巣の関東軍参謀部に復帰している。1935年8月、石原大佐が参謀本部第一部作戦課長に就任し、多田駿少將が支那駐屯軍司令官に就任している。同月真崎大將の教育総監罷免に端を発して永田軍務局長が暗殺されるが、統制派の後継者達は永田が敷いた路線を継承して、対中国積極政策を推進していくことになる。

塘沽停戦協定の本来の目的は、中国軍が入れない停戦区域（非武装地帯）を緩衝地帯として、満州国の安全を確保することにあった。関東軍は冀東地域の非武装地帯に一部兵力の駐屯が認められ、奉天特務機関の下に山海関・通州・唐山の三特務機関を設けた。この非武装地帯は満州国に中華民国との緩衝地帯を提供したが、野心的な「支那通」軍人は、同地帯をさらに華北地域への勢力進出を図るための謀略工作の拠点として利用していったのである。

永田軍務局長の登場以来、統制派、「満州組」、および「支那通」軍人が陸軍中央部や出先軍部の要職を占め、対中国積極政策を推進するための人事配置がしだいに完成していく。そして、1934年12月に関東軍司令官南次郎大將と板垣参謀副長が関東軍首脳として執務を開始するや、軍司令部では対中国強硬意見が支配的となる。1935年1月、関東軍は大連会議を開催して、華北分離工作・内蒙工作の強化を決定する。6月の梅津何応欽協定の締結に際して、陸軍省軍務局軍務課の満州班長片倉少佐は支那班長代理として、「現地の請訓に対し、私は永田局長の指示により外務省アジア局支那担当守島伍郎課長の許に至り、協定文修正作業に任じた」（『戦陣随録』経済往来社、1972年、217～218ページ）と記している。塘沽停戦協定は関東軍参謀遠藤少佐が単独で起案したが、梅津何応欽協定の起案には出先軍部と陸軍中央部との連携プレーが成立していたのである。

VI. むすび

内田氏の新著に目を通して、中華民国側の動きに関しては色々と啓発される点も少なくなかったが、日本の軍事史の理解に強い違和感が感じられる。すなわち、本書では陸軍軍人の行動原理を理解することなく、その侵略性の立証に過度に傾斜しているため、個々の軍人の実像が見えていないという印象が免れないのである。

本書は進歩的歴史観に基づき、出先軍部や陸軍中央部による華北侵略を検証するため、侵略的な個別的事実や文書を前後の脈絡を無視して寄せ集め、その一貫した侵略の意図を論証しようとしている。陸軍エリート職業軍人はナイーブな「平和主義者」ではありえず、彼らの侵略的言動や行動のみを恣意的に拾い集めれば、「十五年戦争」の連続性は自明の結論となる。しかし、その侵略の立証はあくまでも正義感を基礎とした外在的かつ倫理的批判に止まり、当時の歴史状況から遊離している。

関東軍と陸軍中央部との関係について、本書は独自の見解を展開しているが、陸軍エリート職業軍人の思想と行動、および彼らの人的ネットワークの理解が欠けているので、その関係が抽象的に把握され、日本陸軍があたかも華北侵略への強固な意志をもった独自の生命体のように理解されている。しかし、軍事組織の方針・政策はその主要構成員によって決定され、しかも陸軍の重要ポストは毎年の定期人事異動によってしばしば担当者が入れ替わっている。

昭和初期の陸軍革新運動は、国内革新と満蒙問題の解決を車の両輪として展開され、満州事変の起爆剤となった。満州事変から盧溝橋事件にかけての関東軍と陸軍中央部との関係、急進的な華北分離工作・内蒙工作の原動力を理解するためには、1931年末以降荒木陸相時代の「満州組」の左遷、皇道派と統制派の派閥抗争、1934年以降林陸

相時代の統制派による実権掌握と皇道派の排除、「満州組」の復活、「支那通」軍人の影響力拡大を視野に入れながら、陸軍中央部から出先軍部にまたがる人事異動の動きを注意深く考察する必要がある。

満州事変から盧溝橋事件に至る時期に関する中国・台湾の研究史を総括する際、本書は「中共的革命史」にも、「国民党的革命史」にも囚われない、すなわち、教条主義的ではない新しい研究の潮流を紹介している。この点は慧眼と言えよう。しかし、本書は、日本の軍事史を考察するに際して、進歩主義的歴史観に基づいて「十五年戦争」説の立場に固執し、満州事変から盧溝橋事件に至る戦争の連続性、日本軍の侵略の一貫性を論証しようとしている。

「十五年戦争」という用語自体は、同時期の歴史のある種の特徴をうまく言い当てている面があって、かならずしも排斥する必要はない。しかし、本書では「十五年戦争」という時期区分を有効に活用するのではなく、逆に「十五年戦争」説を研究方法論として、その正しさを立証するのが自己目的となっている嫌いがある。日本の軍事史研究においても、「教条主義的」ではない、より柔軟なアプローチがあってもよいのではないだろうか。

資料から何が読みとれるのかという歴史学研究の原点に立ち返ることを、ここで改めて強調しておきたい。

(2006年1月刊, 306ページ, 税込7,875円)